

市への申請はお済ですか？



許可が下りるまでに長期間を要することがあります。墓地の設置を検討している方は、お早めにご相談ください！

～お墓を設置、経営しようとする方は市長の許可が必要です～

市内において墓地を設置（経営）する方は、宜野湾市長の許可を受ける必要があります。必要書類をそろえて、環境対策課へ申請してください。また、許可が下りるまでに長期間を要する場合があります。事前にご相談ください。

無許可で墓地を設置した場合は、懲役または罰金に処されることや氏名等を公表することになります。法律、条例に従い適正な申請をお願いします。

※墳墓は土地造成後2～3日で完成する事例もあることから、行政のみによる監視体制には限界があります。

市条例では、工事の完成まで墓地等計画の概要等を記した標識の設置を義務付けています。

無許可と思わしき墓地の造成を見つけた際は、環境対策課までご連絡ください。

～個人墓地の経営許可申請にあたっての注意点～

- (1) 以下の場所では、個人墓地の設置は出来ません。
土地の購入を検討している方は、事前に環境対策課までご相談ください。(個人墓地禁止区域)
①土地区画整理事業地区（地区内で墓地の位置づけをされている街区・画地は除く）
②急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 地目上の「墓地」と「墓地埋葬法」の許可を受けた「墓地」とは別です。土地の地目が「墓地」でも、無許可で墓地（墳墓）を設置することはできません。
- (3) 以前から建っている墓の建替え（増改築を含む）でも新設として経営許可申請が必要です。（軽微な補修の場合、届出の必要はありません）
- (4) 墓地の設置場所は、申請者が所有し、抵当権が存しない土地に限ります。

問合せ 環境対策課 ☎893-4411 内線451・457

めんそーれ
いみそーれ

自治会めぐり



敬老会(10月)



75歳以上の対象者を公民館へお招きし、地域全体でお祝します。

区民運動会(11月)



軽スポーツで適度に運動し、会員の親睦をはかります。

夏休み宿題教室(7月)



地域のボランティアの皆さんと、子どもたちの夏休みの宿題をお手伝い。

青年エイサー(旧7月)



50年以上続くエイサーを継承し、旧盆はエイサーで道ジュネーします。

愛知県自治会



はいさい。愛知県自治会長の上里広幸と書記の佐伯つづじです。地域は、愛知1～3丁目、神山1丁目から成り立ち、世帯数2,500、人口約6500名と大規模な自治会です。地域の歴史や文化を大事にし、地域での子育て、環境美化、世代間交流を深めて、子どもから高齢者までが生き生きと元気に過ごせる様な地域づくりをしながら活動しています。

問合せ ☎892-1766

自治会活動、年間行事については、宜野湾市ホームページをご覧ください。